

生産者等による農漁業体験コンテンツ造成にむけた資源調査・発掘業務仕様書

1. 業務目的

近年、環境に配慮した持続可能な観光への関心や自然・アクティビティなど体験コンテンツに対する需要が世界的に高まっていることから、国（観光庁）においても地域一体型ガストロノミーツーリズムや、地域観光資源の発掘及びその高付加価値化の取組を進めることで、地域に対する住民の誇り・愛着の醸成を進めるとともに、地域が稼ぐ力を高めることで人口流出の防止・税収増等も図っている。

本市においても、都市地域と農漁業地域が近接している立地条件を活かし、地産地消や食を活かした観光の振興、食ビジネスを育てる取り組みを進めているが、ヒト・生産現場・食文化等を題材とした地域資源（以下、資源という）に付加価値を付けた農漁業体験コンテンツ（以下、コンテンツという）は不足している現状にある。

生産者等が主体となってコンテンツを造成することで、生産者の収入増等につながれるほか、市民や観光客が生産現場にて生産者等と直接触れ合うホンモノ体験を通して、農漁業に関心や理解のある関係人口を拡大することができる。

上記を踏まえ本業務においては、コンテンツ造成に向けて、まずは生産者等の動機付け及びコンテンツ化に向けた資源の調査・発掘を行い、その資源の磨き上げを行う。

2. 委託期間

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日

3. 業務内容

コンテンツ造成に取り組む生産者等の資源調査・発掘プログラムの実施および検証

<対象>

- ・生産現場や農漁業を資源としたコンテンツ造成に関心・意欲のある生産者等
- ・持っているコンテンツのブラッシュアップ・販売力向上を目指す生産者等

(1) 生産者等の調査・募集

自社のネットワーク等も活用しながら、魅力ある生産者等や生産現場等について調査しリストアップをする。また、そこから下記(2)の発掘プログラムに参加する生産者等を広く募集する（目標：50人）。

(2) 発掘プログラムの実施

生産者等に対して、下記の研修会等を実施すること。

実施回数：2回以上

内容：・参加対象者等については、あらかじめ市と協議のうえ決定すること。
・内容や参加者等に応じ、ワークショップ・グループワーク等の要素を取り入れ工夫して実施すること。

①生産者等の動機付け及びコンテンツ化に向けた資源の発掘

他都市の優良・先進事例等の共有等も行いながら、生産者等自らによるコンテンツ造成の必要性と目的への理解を促し、自分事化につながる動機づけを行うこと。また、コンテンツ化されていない、生産者等が持つ資源の発掘・洗い出しを行うとともに、その強みや価値への気づきを促すこと。

- ・生産者等にとって、他の生産者や関係者等とのネットワークを構築するきっかけとなるよう工夫すること。

②コンテンツ化に向けた資源の磨き上げ等

上記①により発掘した資源のコンテンツ化に向けた磨き上げのワークショップ等を行うこと。また、既存コンテンツを持っている生産者等においては、そのさらなる高付加価値化や商品販売に向けた具体的なノウハウ獲得に資する内容とすること。

- ・旅行事業者やランドオペレーター等に対してのセールスツールとなる商品概要書等（以下、タリフという）、コンテンツの魅力や概要をまとめた営業資料の原案が作れる状態までの磨き上げを目指すこと。
- ・生産者等がタリフ等を活用して、研修会等の修了後も継続してコンテンツ化及びその販売に向けて取り組む状態を目指すこと。（コンテンツ化に取り組む生産者等の数：目標5件）。
- ・本業務の参加者を起点に他の生産者等への波及効果が期待できるような普及啓発を行うこと。
- ・プログラム参加者を対象としたアンケート等を実施すること。また、アンケート集計結果等をもとに、当該事業の効果を検証し、課題や改善方法等を提案すること。アンケート等の項目や実施方法の詳細については、市と協議の上決定する。
- ・その他詳細については市と協議のうえ決定する。

4. 成果物

(1) 事業完了報告書

Microsoft Word,Excel,Powerpoint で開くことができるデータファイル形式

(2) その他、個々の取り組みを実施するにあたり作成した広報物及び撮影した写真、動画等のデータファイル

5. 委託契約金額の上限

上限 2,000,000 円（税込）

6. 実施体制

- (1) 委託業務の履行にかかる総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は、業務に従事する者の指揮監督を行うとともに、業務履行の管理及び本市との連絡等にあた

るものとする。

- (2) 進行管理を担う進行管理者を配置すること。
- (3) (1) 及び (2) は、契約締結日から 2025 年 3 月 31 日まで、原則として同じ担当者が本業務に携わること。
- (4) 本市は委託契約が終了するまでの間、委託業務に係る発生した問題の対応策等について、必要に応じて受託者との協議の場を設けることができる。このとき、受託者は速やかに本市からの要請に応じること。
- (5) 受託者は、委託契約が終了するまでの間、委託業務の進捗状況や業務内容に問題が発生した場合、直ちに本市へ報告を行い対応策等について協議の場を設けること。
- (6) 受託者は、事前に本市の承認を得て、事業の一部を再委託できる。
- (7) 複数の事業体による共同体として事業を実施する場合は、代表事業者を決定し、本市との契約や事業実施にあたっての協議等は代表事業者が実施するものとする。

7. 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたり、関係法令、条例、及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

8. その他留意事項

- (1) 受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、本市は業務の再実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (2) 災害等による影響等、やむを得ない事情により計画どおりに事業を実施することが困難な場合は、他の方法等により、受託者は予定する事業実施に向けて最大限の努力を行うものとする。
- (3) 受託者は、遂行中に不測の事故等が発生した場合は、直ちに本市へ連絡し、適切に対処しなければならない。なお、業務実施期間内に本業務の内容等の変更により委託内容及び委託料の変更が必要となったと認められるとき、その変更について、協議を求めることができるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めはないが業務実施上必要と認められる事項や不明瞭な事項、改善の必要性があると認められる事項にあっては必要に応じて、本市と協議のうえ、実施するものとする。
- (5) 提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき、本市と契約候補者にて詳細仕様及び契約内容の協議を経て、業務委託契約を締結する。また、企画提案書に記載のある事項を変更する場合、または、企画提案書に記載のない事項については、本市と協議のうえ、実施するものとする。